

カンナダ語・ハルミディ碑文の再検討

石川 寛

はじめに

この小論では、従来現存最古のカンナダ語文献とされてきたハルミディ Halmidi 碑文の内容を、当時の歴史事情を勘案して再検討する。碑文は 1936 年に発見者の M.H.クリシュナによって、カダンバ朝 Kadambas 第 5 代カースタヴァルマン王 Kakusthavarman のものとされ、450 年頃という年代が推定された。¹⁾ 以来、内容の解釈に多少の異同ははあったが、それがカースタヴァルマン王のものであることに疑問をはさむ者ではなく、年代もおおむね 5 世紀の前半から中頃とする見解が大勢を占めていた。²⁾

それに異議をとなえたのが、G.S.ガイである。ガイは、碑文はカースタヴァルマン王によるものではなく、カダンバ朝の従属下にあり、宗主とは姻戚の関係にあった地方支配者バターリ家の当主カースタ・バットーラン Kakustha-Bhattoran によって作成されたもので、年代も 5 世紀末から 6 世紀初頭にまで降るとした。³⁾

筆者は、このガイの新説は傾聴すべき卓見と評価しているが、年代については見解を異にする。⁴⁾ そこで以下では、碑文の作成者の同定とその年代に焦点をあてて論じることにする。

1 カースタ・バットーランは誰か

ハルミディ碑文は最初の一行為を除けばすべて古カンナダ語で記されている。⁵⁾ 内容は、軍務をおびて地方に駐在するがその職掌の中心は平時の治安維持にあったと考えられる 2 人の役人(bhaṭṭahar) ムリゲーシャとナーゲンドラによって 2 つの村落が贈与されたことを伝えるものである。贈与を受けたのは、カダンバ朝とパッラヴァおよびケーカヤ(カイケーヤ)との戦いで勳功のあったヴィージャラサなる人物で、2 つの村落のうちの 1 つが、碑文の発見地ハルミディである。⁶⁾

この贈与を承認しその実効性を保証する支配者としてカースタ・バットーランの名が記され、⁷⁾ カダンバ、カダンバパという語が同格の語とし

てそれに付されている。はじめに述べたように、多くの研究者がカダンバの語と結びついたこのカーカスタをカダンバ朝の5代王カーカスタヴァルマンとみなしたこと、現存最古のカンナダ語碑文は同王朝最盛期の王によって作成されたとの見方が支配的となった。

これに対しガイは、以下の理由によってカーカスタヴァルマン同定説に反論する。すなわち、カダンバ朝の碑文や銅板文書では、

- (1) 歴代の諸王は、カダンバー族に属していることが明言されているが、カーカスタ・バットーランにはそれがみられない。⁸⁾
- (2) 同じく、諸王を形容する「マーナヴヤ・ゴートラに属しハーリティー女神の子孫」であることを誇る表現もみられない。⁹⁾
- (3) 王の称号として頻繁に記されるダルマ・マハーラージャの語がみられない。¹⁰⁾

ガイはさらに、ハルミディ碑文とは文字の字体においてほぼ同時代と考えられるターラグンダ碑文¹¹⁾の記述に注目する。サンスクリットで書かれたターラグンダ碑文にもバターリ家のカーカスタという人物が記されている。このカーカスタは、行政単位のマンダラ(*mandala*)を10区画にわたって統治するもの(*nayakatva*)で、¹²⁾パシュパティ *Pasupati* の別名を持ち、戦場(*samara*)での活躍と惜しみのない寄進が¹³⁾あまねく知れわたっているとして称賛されている。

一方、パシュパティの名をもつ人物はハルミディ碑文にも記されているが、やはりバターリ家に属する者であり、その形容には同じく戦いでの勇猛さと儀式における龐大な寄進があげられていて、明らかに同一人であることが分かる。¹⁴⁾こちらのパシュパティにはさらに、先のカーカスタに付されたカダンバの語と同様に、アル・カダンバン *Alu-Kadamban*、アルパガナ・パシュパティ *Alpagana-Pasupati* という別称もあり、このバターリ家のパシュパティ、すなわちカーカスタ・バットーランとカダンバ主家との深い結びつきが示唆されている。

したがって、ハルミディ碑文のカーカスタ・バットーランはバターリ家から出た地方支配者で、カダンバ王カーカスタヴァルマンとは別人であり、宗主とは姻戚の関係にあったとするガイの見解はきわめて妥当のものだと

いえよう。

そこで次に問題となるのはカーラクスタとカダンバ主家との関係、特に両者の婚姻による結びつきであるが、その検討の前にいま少しカーラクスタの記述について検討を加えよう。

先に記したように、ターラグンダ碑文ではカーラクスタが 10 のマンダラの統治者であった。またハルミディ碑文ではナリダーヴィレ *Naridāvile* というナードゥ(*nādu*)に位置する村落の贈与を承認する存在として記述されており、10 のマンダラが及ぶ範囲は必ずしも明確にはし得ないが、行政区分のナリダーヴィレ・ナードゥが当然そこに含まれていたと考えてよい。このナードゥにはハルミディが位置していたので、カーラクスタの統治した地域は、今日のハーサナ県一帯に及んでいたとみて大過ない。筆者はかつて、デカン地方の歴史において、主要な王朝に従属したバターリ家やセーンドラカ家などの地方支配者の統治した地域の広がりについて検討したことがあるので、ここで詳述は控えるが、その範囲は今日の行政区画の郡 (*taluk, jillā*) の複数にまたがるが県 (*district*) の広さを大きく越えることはなかったとみている。¹⁵⁾カダンバ朝支配下では、バターリやセーンドラカの他に、バーナ、ケーカヤなどの地方支配者の存在が知られている。その中でもバターリ家が重要であるのは、現存最古のカンナダ語碑文を遺していることと、ターラグンダにある王朝最古のプラナヴェーシュヴァラ寺院の造営に深くかかわっていること、そしてその寺院の碑文に記された、カーラクスタの母ラクシュミーがカダンバ王の娘という事実である。続いて次項でこの事実に検討を加えよう。

2 カーラクスタ・バットーランの祖父は誰か

いうまでもなくバターリ家に嫁いだラクシュミーの父であるカダンバ王を特定できれば、ハルミディ碑文のおおよその年代も推定可能となる。ガイは M.H.クリシュナとは異なり、碑文の年代については、5世紀末から6世紀初頭に設定している。これは、碑文の文字の字体が5世紀から6世紀への過渡期の特徴を示しているとの判断によるもので、年代を6世紀とみる刻文学の泰斗 D.C.サルカールの見解¹⁶⁾を考慮しつつも、そこに5世紀に

遡りうる可能性を加えたものといえる。

ガイは当初、カークスタの祖父をカダンバ朝兄王統最後の王ハリヴァルマン(在位 519 頃-530 頃)としたが、¹⁷⁾この見解ではおおきな矛盾が生じてしまう。なぜなら、5世紀末6世紀にかけて碑文を作成させた統治者の祖父の在位の年代が、6世紀前半に置かれてしまうからである。ガイ自身もその矛盾に気づいてか、その後の研究では、祖父を2代前のムリゲーシャヴァルマンに変更している。¹⁸⁾

しかし、この見解にも疑問が残る。字体から推測された碑文の年代に、記述の解釈を無理やり合わせた感が否めないからである。字体の問題と碑文の年代そのものについては後に検討することとして、まず第一にカークスタの祖父のカダンバ王が誰であったかを碑文の記述自体から考察し得るかを検証すべきであろう。

筆者は、地方支配者の当主の名がカークスタであったことがやはり大きな意味をもっていると考える。ガイ自身も述べているように、¹⁹⁾王となつた者が祖父の王の名を継承したり、王朝に従属する地方支配者が宗主の名や称号の一部を名乗ることは、デカン地方諸王朝の歴史では古くから広く行われていた慣行だからである。加えて、カークスタヴァルマンは政権の安定化を図って周辺の諸勢力と積極的に婚姻関係を結んだ王であり、グプタ朝クマーラグプタ、ガンガ朝マーダヴァ3世などに娘を嫁がせている。バターリ家の当主のカークスタという名も、他の王ではなく、まさに同王による政略結婚の結果として外孫がそれを名乗ることになったとみるのは、最も自然であり少しの無理もないといえる。

3 碑文の年代

上で検討したように、カークスタ・バットーランの祖父がカダンバ朝の5代王カークスタヴァルマンであったとすれば、碑文の年代との間に矛盾が生じないだろうか。ことは現存最古のカンナダ語文献の問題でもあるので、その解明はきわめて重要な意味をもっている。

既述のように、かつて K.H.クリシュナはハルミディ碑文をカークスタヴァルマン王のものとみて、その年代を 450 年ごろと推定した。しかしその

後の新史料の発見と研究の進展により、カークスタヴァルマンの即位は王朝樹立から 80 年目にあたることが確実となり、現在はその治世を 405 年頃~430 年頃とするのが大方の一一致する見解である。碑文をその文字の字体から 5 世紀末~6 世紀初頭の時期に帰するガイの見解は、換言すれば 490 年頃から 510 年頃にかけてのものとみていることになるが、この年代はカダンバ兄王統の系譜ではラヴィヴァルマン Ravivarman (在位 485 年頃-519 年頃) の治世にあたる。²⁰⁾ ラヴィヴァルマンはガイがカークスタヴァルマンの祖父とみているムリグーシャヴァルマンの子²¹⁾であるので、世代間の継承の順にはたしかに矛盾してはいない。しかしカークスタの祖父のムリグーシャヴァルマンへの同定は、先述のように、むしろ碑文の推定年代から割り出したものなので、それ自体としては何ら裏づけを擁するものではない。

さらに文字の面からみてみよう。カダンバ朝刻文の文字には、上部の線の一画を太く四角く構成するタレ・カット、ボックス・ヘッドなどと通称される大きな特徴がある。この特徴はほぼ王朝の全期を通してみられるが、特に 5 世紀の刻文にはそれが著しく、6 世紀になるとその強調の度合いが弱まる傾向がある。しかし 5 世紀の刻文であっても必ずしもそれが強く表わされていないものもあり、筆法表現の強弱の度合いのみで世紀を分けることは難しい。ましてその過渡期を識別することには一層の困難がつきまとっているといわざるをえない。

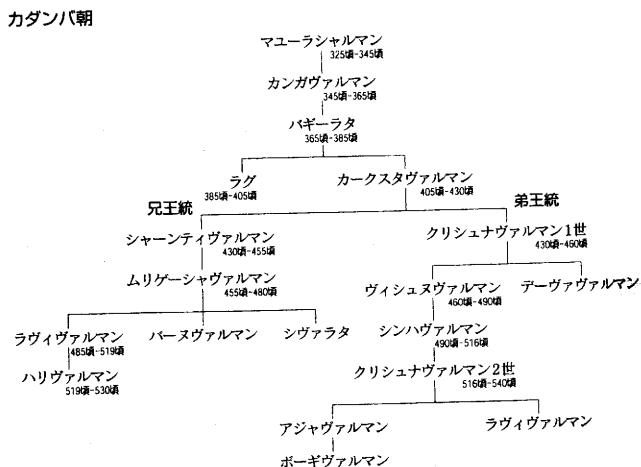
管見の限り、カダンバ朝刻文の文字研究の現在のあり方では、5 世紀と 6 世紀とでいくつかの文字にある程度の変化を認め得るもの、²²⁾ その変化は少なくとも半世紀以上を隔てた刻文相互の間で指摘しうる性質のもので、特定の刻文の年代を字体のみの特徴から、約 20 年間という過渡期の幅の中に限定する手法には疑問が多い。²³⁾

ちなみに具体例として、今ここに 5 世紀から 6 世紀にかけての漸次的な変化の特徴をみせていると考えられるラヴィヴァルマンの統治 11 年 (495 年頃) のハルシ銅板文書²⁴⁾をとりあげてみよう。その字体は、405 年頃作成のカークスタヴァルマンの同じくハルシで発見された銅板文書²⁵⁾との間に顕著な変化は認められないといえる。一方、522 年頃の弟王統のクリ

シュナヴァルマン2世のバンナハッリ銅板文書²⁶⁾との間では差異がある。後者ではほとんどの文字の横画が直線からくぼみを持つゆるやかな曲線に変るという大きな変化が生じている。しかしこの変化も、萌芽的には既に5世紀中頃のシャーンティヴァルマンの治世(在位430年頃-455年頃)のターラグンダ碑文²⁷⁾にもca, haなどの文字にみられるものであり、そうした変化がいつ頃から始まり、いつ頃支配的となったのかを明らかにすることはきわめて難しい。

また、カルナータカ北部のハルシ(ベルガウム県)と南部のバンナハッリやターラグンダという地域の相違が文字の傾向にも影響を与えていた可能性や、文字を刻む技術者の個性²⁸⁾も考慮に入れる必要がある。

したがって現段階では、ハルミディ碑文の年代を細かい範囲に限定する作業はより慎重であらねばならず、ガイの推定に賛同することはできないのである。筆者はやはり、多くの研究者がほぼ一致しいるカクスタヴァルマンの年代を軸にした上で、孫であるカクスタの年代を考察するのが蓋然性の高い手堅い方法であると考える。よって上のいくつかの検討にもとづいて、ハルミディ碑文の年代は5世紀中頃とみるのが最も妥当な見解ということができる。²⁹⁾



註

- 1) *Mysore Archaeological Report*, 1936, pp.72ff. 碑文の発見されたハルミディは、現カルナータカ州ハーサナ県ベルール郡に位置している。
- 2) 例えば、K.V.Ramesh, *Prabuddha Karnataka*, Vol.51, pp.23-27; B.R.Gopal, *Corpus Kadamba Inscriptions*, Vol.1, Sirsi, 1985, pp.21-24 など。近年の論考、Sā.Śi.Murulayya, "Halmidi Śāsana : Omdu Viślēṣaṇe", *Sāsima : Saṁśodhane*, Beṅgalūru, 2001, pp.259-267, でも 450 年という年代が踏襲されている。なお、このカンナダ語文献については太田信宏氏より閲覧の便宜を得た。
- 3) G.S.Gai, "Halmidi Inscription of Kākusutha Bhāttōra", *Journal of Epigraphical Society of India*, Vol.XVII ; -ditto-, *Studies in Indian History Epigraphy and Culture*, Dharwad, 1992, に再録。なお、本稿では碑文のテキストは後者に依拠した。また、e と o の転写についても一言しておく。サンスクリットではこの 2 つは必ず長母音で発音されるため、文字転写の上で区別しないが、ドラヴィダ系の言語では長短の別があり、たとえサンスクリットからの借用語であっても e と o の文字には長母音の符号 (dīrga) が付される。本稿での転写もこれに従っている。
- 4) カダンバ朝の歴史と歴代王の年代については、表および拙稿「古代デカンの国家—カダンバ朝を中心に」(山崎元一・石澤良昭編『岩波講座世界歴史 6』1999 年) を参照。また史料集としては、註 2) の Gopal によるものその他に、最新のものとして、G.S.Gai, *Inscriptions of Early Kadamba*, New Delhi, 1996, がある。年代や史実の解釈などの異説については、拙稿ならびに上記史料集に示された参考文献を参照されたい。後述のように、筆者はハルミディ碑文が 5 世紀中頃に作成されたと考えている。拙稿「サーダヴァーハナ朝からヴァーカータカ朝へ」(辛島昇編『世

界歴史大系・南アジア3』山川出版社、2007年)も参照のこと。

- 5) 碑文は石の板に16行にわたって記されている。最後の1行は左側にはみだしている。なお、古カンナダ語の特徴については、G.S.Gai, *Historical Grammar of Old Kannada*, Poona, 1946,などを参照。
- 6) 碑文では古名 *Palmaḍi* として記されている。なお、いま一つの村落は *Mūlivalli* で、現在も同名の村落としてハルミディの東約6 km に位置している。前掲註3)の Gai, 1992, pp.97-99.
- 7) ハルミディ碑文にはカクスタと記されているが、後述のターラグンダ碑文ではカーカクスタである。(註 11) 参照) 筆者は、後に示すようにその名が宗主カーカクスタヴァルマン王に由来していると考えており、本稿では一貫してカーカクスタと記すことにする。
- 8) *Kadamba-kula, Kadamba-vamśa, Kadambānām* (複数・属格)などの語が用いられている。例えば、カーカクスタヴァルマン王の孫で兄王統としては2代目のムリゲーシャヴァルマン統治7年(461年頃)ヒトウナ・ヘッバーギル銅板文書では、*Kadambānām-dharma-maharāja-srī-vijaya-Mrgesavarmmanah* とある。*Epigraphia Carnatica*, Vol.IV, Hunsur18(旧版)、*Periyapatna*49(新版); 前掲註4)の Gai, 1966, No.9(ガイの著作中の刻文のテキスト出典については、以下も同じ)この事情は副王(yuvaraja)であっても同様である。カーカクスタヴァルマンが即位直前のハルシ銅板文書(405年頃)に、*Kadambānām-yuvarajah srī-Kākusthavarmmā* とある。*Indian Antiquary*, Vol.VI, pp.22ff. Gai,, No.3.
- 9) 例えば、カーカクスタヴァルマンの子で兄王統の創始者シャーンティイヴァルマンのターラグンダ碑文の *Hāritiputra-mṛṣi-mukhya-Māṇvya-gotra-jam* など。
- 10) 註 8) 参照。
- 11) 註 9) のターラグンダ碑文とは別の碑文である。*Mysore*

Archaeological Report, 1911, pp.35ff.

- 12) Kākusthēna Bhaṭāri·vamśatilakēna dasamāñḍalikēṣu nāyakatvaṁ... avāpya
- 13) anēka·mahādhvareṣu dadatā
- 14) bahu·śata·havanāhavadu paśu·pradāna, 註 11)および Gai, 1992, p.299 を参照。
- 15) 拙稿「古代デカンの国家—カダンバ朝を中心に」、註 4)参照。
- 16) D.C.Sircar, *Indian Epigraphy*, Delhi, 1965, p.48.
- 17) Gai, 1992, p.301.
- 18) Gai, 1996, p.26.
- 19) *Ibid.*, p.25.
- 20) ただしガイの推定しているカダンバ朝の系図では、ラヴィヴァルマン（465 年頃・500 年頃）とハリヴァルマン（500 年頃・515 年頃）の 2 人の王の治世にまたがっている。*Ibid.*, p.15.
- 21) ガイの系図では 450 年頃から 460 年頃。
- 22) Ahmad Hasan Dani, *Indian Palaeography*, Oxford, 1963, pp.180·183 などを参照。
- 23) ガイが 500 年頃から 515 年頃の在位とするハリヴァルマンの刻文の字体を 5 ~ 6 世紀の過渡期のものとしているのは、5 世紀と 6 世紀の別をより厳密にしうる余地をはからずも露呈している。Gai, Nos.27·30 および p.15 の系図を参照。
- 24) *Indian Antiquary*, Vol.VI, pp.27·29, Gai, No.17.
- 25) *Ibid.*, pp.22ff., Gai, No.3.
- 26) *Epigraphia Indica*, Vol.VI, pp.18ff., Gai, No.37.
- 27) *Ibid.*, Vol.VIII, pp.24·36, Gai, No.4.
- 28) 例えは、先述のパンナハッリ碑文では、文字の画線の端に飾りの丸い印をつける個性的な特徴がある。註 26)参照。
- 29) 筆者は、ハルミディ碑文がガイの推定するように 6 世紀にまで降る可能性は小さいとみているが、5 世紀後半の可能性についてはさらに検討を続ける必要があると考えている。今後の研

究としては、新史料の発見の場合を除けば、やはり刻文の字体のより厳密な検討が手がかりの一つといえる。特に5世紀後半のムリゲーシャヴァルマンと6世紀にかかるラヴィヴァルマン両王の刻文は、後続の前期チャールキヤ朝のそれとの比較も含めて問題究明の鍵を握るもので、いずれ稿を改めて論じたい。